

グローバルマネービザプリペイドカード会員規約

重要事項

1 銀行等が行う為替取引との誤認防止について

- (1) 株式会社ジェイティービーは銀行ではありません。
- (2) 海外ATMを利用した外貨引出しは銀行等が行う為替取引には該当しません。
- (3) 購入権の購入は、預金若しくは貯金又は定期積金等を受入れるものではありません。
- (4) 預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法に規定する保険金の支払の対象とはなりません。

2 購入権の保全

- (1) 当社は、資金決済に関する法律に基づき、みずほコーポレート銀行との間で、履行保証金保全契約を締結しています。
- (2) 会員の購入権は、資金決済に関する法律に基づく履行保証金制度によって保護されます。

会員規約

第1条（規約の適用範囲）

株式会社ジェイティービー（以下、「当社」といいます）が、お客様と締結する代金前払方式による Visa の提携する加盟店（以下、「Visa 加盟店」といいます）における取扱商品の購入権販売契約（以下、「グローバルマネービザプリペイドカード契約」といいます）は、この規約の定めるところによります。ただし、当社がお客様との間で書面によりこの規約の定めと異なる特約を結んだときは、その特約が優先します。

第2条（契約の申込み）

- 1 当社に、グローバルマネービザプリペイドカード契約の申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社に提出していただきます。
- 2 前項のお申込に当たっては、お客様に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年 3 月 31 日法律第 22 号）に準じた当社所定の本人確認のための書類またはその写しを提出していただきます。
- 3 第1項のお申込に当たっては、お客様は、外国為替及び外国貿易法の規制を理解し、送金目的の申告をするものとします。
- 4 送金目的を変更する場合は、速やかに変更手続きを行っていただきます。
- 5 グローバルマネービザプリペイドカード（以下、「カード」といいます）の海外等のご利用は、会員本人の滞在費や生活費など、個人的な日常生活費に限るものとします。

第3条（契約の成立）

- 1 グローバルマネービザプリペイドカード契約は、当社が、前条の申込書と本人確認書類を受理した後、当社が承諾した時に成立します。
- 2 お客様のご本人確認の手続きが当社所定の期間内に完了しない場合は、グローバルマネービザプリペイドカード契約は成立しません。

第4条（購入権代金等）

- 1 前条第1項によりグローバルマネービザプリペイドカード契約が成立したお客様（以下、「会員」といいます）は、グローバルマネービザプリペイドカード契約成立の時から、随時、当社に対し、購入権代金を銀行振込みにより、支払うことができます。

- 2 当社は、前項のお支払を受け、当社がその入金を確認後、会員に対し、所定の取扱商品の購入権を、所定の期日までに付与します。
- 3 当社は、会員が購入権代金を金融機関への振込みによりお支払いされる場合には金融機関の発行する振込金受領書をもって、購入権代金の領収書に代えさせていただきます。

第5条（年会費）

- 1 会員は、当社に対し、所定の年会費を所定の期日までに購入権代金からお支払いいただきます。
- 2 お支払い済みの年会費は、会員の都合で契約が解除となった場合はお返ししません。

第6条（カードの貸与）

- 1 当社は、グローバルマネービザプリペイドカード契約成立後、遅滞なくカードを発行し、会員届出住所に送付します。
- 2 会員は、カードの記載事項を確認のうえ、直ちに、カード裏面の署名欄に署名するものとします。
- 3 会員が、前項の署名をしないことにより生じた損害については、当社は一切の責任がありません。
- 4 カードは、会員本人以外には使用できません。
- 5 カードの所有権は当社に帰属し、当社はカードをグローバルマネービザプリペイドカード契約期間中に限り、会員に貸与するものです。
- 6 会員は、事由のいかんを問わず、グローバルマネービザプリペイドカード契約を解除したとき、あるいは契約期間を延長して新たなカードを発行したときは、直ちに所定の方法でカードを当社に返還するか、カードに切り込みを入れてカードを廃棄しなければなりません。

第7条（有効期間）

- 1 グローバルマネービザプリペイドカード契約の有効期間は、グローバルマネービザプリペイドカード契約成立後、会員に送付するカード送付時に記載します。
- 2 有効期間満了までに、グローバルマネービザプリペイドカード契約解除のお申し出がない場合で、当社が引き続き会員として認める方に対しては、期間をさらに延長し、新たなカードを発行し、以後も同様とします。

第8条（暗証番号）

- 1 当社は、カード送付時にあらかじめ設定した暗証番号を会員に通知します。
- 2 会員は、暗証番号を当社所定の方法により、変更することができます。この場合、当社所定の暗証番号再発行手数料をお支払いいただきます。
- 3 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があっても、そのために生ずる一切の損害については会員がその責任を負うものとします。

第9条（購入権の行使）

- 1 会員は、カードを所定の方法で示し、売上票等にカードの署名と同じ署名をすることにより、日本国外の Visa 加盟店において、購入権を行使することにより、同加盟店の取扱商品を購入することができます。
- 2 購入権は、当社がお客様から支払を受けた購入権代金の総額とします。
- 3 第1項の購入権の行使に当たって、会員が購入した取扱商品が外

貨建て価額の場合、Visa 加盟店で売上処理された時点の Visa が適用した当該外貨の円貨交換レートに日本国外での利用にともなう諸事務処理などの費用相当分を加算したレートを適用して円貨に換算した額を当該時点の未行使の購入権代金の額から控除します。

- 4 購入権は、その未行使残額を上限として利用することができます。
- 5 会員が購入権を利用して購入または提供を受けた商品等については、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合には、会員と Visa 加盟店との間で解決するものとします。
- 6 会員は、コンピューター通信・インターネット等のオンラインによって取引を行う加盟店においては、購入権を行使することができません。
- 7 会員は、購入権の一部または全部を解約し、払戻しを受けることができます。払戻しに当たっては、当社所定の解約払戻し手数料をいただきます。

第10条（購入権代金の残額不足等による購入権行使の不能等）

- 1 当社のシステムのメンテナンス等または加盟店の売上処理手続き等の理由から、加盟店から当社に到達した購入権行使額の情報が購入権代金の残額を上回っていた場合、当社は、購入権行使額を加盟店に立替払いしたうえでその旨を会員に連絡し、会員に対し当該立替払代金の弁済を請求するものとします。
- 2 前項に定める立替払代金の弁済が完了していないものがある場合、会員はグローバルマネービザプリペイドカード契約の解除の後であっても、ただちにその弁済をしなければならないものとします。

第11条（本人確認、カードの譲渡、質入等の禁止と免責）

- 1 当社は、会員の購入権行使に際して、第9条第1項により、会員の本人確認をいたします。
- 2 当社は、前項の定めに基づき、会員の本人確認ができた場合は、会員が購入権を行使されるものとみなし、購入権行使に関する会員に対する一切の責を免れます。
- 3 会員は、カードを厳重に管理しなければならず、当社は、カードの第三者の使用につき、何ら責任を負いません。
- 4 会員は、カードを第三者に譲渡し、質入する等の処分をし、貸与する等、第三者に利用させることはできません。
- 5 当社は、通信システム障害、回線障害、災害、事変などやむをえない事由によりカードが使用できない場合は責任を負いません。

第12条（カードの紛失、盗難等および再発行）

- 1 会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードを使用された場合、その行使された購入権代金は会員の負担とします。
- 2 偽造カードの使用にかかる行使された購入権代金は、会員の負担とはなりません。ただし、偽造カードの作出または使用について、会員に故意または重大な過失がある場合、当該偽造カードの使用にかかる行使された購入権代金は会員の負担とします。
- 3 会員は、カードが紛失、盗難などに遭ったときは、直ちに当社に連絡しなければなりません。また、当社所定の方法で、所定の手数料を負担することにより、カードの再発行を受けることができます。
- 4 会員が、前項の手続きを完了するまでの間に、カードが利用された場合は、当社はいかなる意味でも責任を負いません。

第13条（日本国外の ATM の利用）

- 1 会員は、日本国外における Visa と提携した ATM（自動現金預け払い機）（以下、「Visa ATM」といいます）を利用し、暗証番号を入力すること

により、グローバルマネービザプリペイドカード契約の全部又は一部を解約して、第3項に定める手数料を控除した未行使の購入権代金の範囲内で、購入権代金としてお支払いいただいた会員の外貨による払戻しを、当社から受け取ることができます。

2 前項の払戻しは、1回当たりVisa ATMを管理する現地金融機関の規則による限度額を上限とし、かつ、当社所定の限度額を上限とします。

3 当社は第1項に定める払戻しに当たっては、払戻しを受ける外貨額を、Visa ATMで処理された時点のVisaが適用した当該外貨の円貨交換レートに日本国外での利用にともなう諸事務処理などの費用相当分を加算したレートを適用して円貨に換算した額を未行使の購入権代金から控除します。また、払戻し1回につき当社所定の手数料を未行使の購入権代金からご負担いただきます。

4 Visa ATMの利用時間、操作方法に関しては、Visa ATMを管理する金融機関の定めるところによります。なお前項で定める手数料とは別に、Visa ATMを管理する金融機関により手数料が未行使の購入権代金から控除される場合があります。

5 当社は、第1項の定めに基づき、会員の本人確認ができた場合は、会員が契約を解約されたものとみなし、当該払い戻しに関する会員に対する一切の責を免れます。

第14条（残高照会）

会員は、未行使の購入権代金の額を当社所定のホームページにて、所定の方法で確認することができます。

第15条（契約の解除）

1 当社は、当社の事情によりいつでもグローバルマネービザプリペイドカード契約を解除することができます。

2 当社は、所定の期日までに会員が年会費の支払いあるいは購入権代金の支払いをされないと、または会員による虚偽申込、不正利用、同一名義人による複数の申し込みなどが判明したときは、グローバルマネービザプリペイドカード契約を解除することができます。

第16条（解除の効果）

1 当社は、前条第1項に基づきグローバルマネービザプリペイドカード契約を解除したときは、未行使の購入権にかかる購入権代金を、会員に当社所定の方法にて払い戻しいたします。

2 当社が前条第2項に基づきグローバルマネービザプリペイドカード契約を解除する場合は、未行使の購入権にかかる購入権代金より当社が被った損害を差し引いた上で、会員に当社所定の方法にて払い戻します。

第17条（申込書記載事項等の変更）

1 会員は、お申込みの際に当社に提出されたご連絡先住所又は氏名など申込書記載事項に変更があったときは、変更の都度、直ちに当社所定の方法により当社に変更事項を届出しなければなりません。

2 前項の届出がない場合その他会員の責に帰すべき事由により、当社からの通知、送付書類その他のものが延着又は到着しなかった場合は、通常到着するべき時に到着したものとみなします。

第18条（権利譲渡の禁止）

グローバルマネービザプリペイドカード契約に基づき会員が取得する当社に対する権利は、購入権を含めて、譲渡、質入れ等の処分をすることはできません。

第19条（業務委託の同意）

当社は、グローバルマネービザプリペイドカード契約に基づく業務の一部又は全部を、当社が選定した第三者に委託することがあります。

第20条（個人情報の保護と利用）

1 会員は、個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号等のグローバルマネービザプリペイドカード契約申込み時又は変更届出時に会員が記入又は入力して当社に提出した属性等の個人情報及び利用履歴等の情報をいい、以下同様とします）に関し、以下の各号について同意するものとします。

(1) 当社が、取引上の判断および商品、サービスの開発のために、収集し利用すること。

(2) 当社並びに当社の委託した第三者が、グローバルマネービザプリペイドカード契約に基づく業務処理のために利用すること。

(3) 当社が、正当な事業活動に利用するため、会員に宣伝広告物の送付等の営業のご案内をすること。

2 当社は、個人情報の管理について責任を有するとともに、会員の個人情報を注意して取扱い、その保護に努めます。

3 会員は、当社に対し、宣伝広告物の送付等営業案内の中止を申し出ることができます。

4 会員は、当社に対し会員ご自身の個人情報を開示するよう求めることができます。開示請求により、会員の個人情報の内容が、不正確又は誤りであることが明らかになったときは、会員は、当社に対し、書面をもってその訂正又は削除を求めることができます。

第21条（諸法令の適用）

当社は、会員に、資金決済に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替及び外国貿易法など関連する法令に従い、許可書、証明書、その他必要に応じて書類を提出していただきます。また、新たな法律上の規制が行われたとき、会員による虚偽申込、不正利用などにより当社が会員のカードの利用を不適当と認めたときは、購入権の行使額の制限または行使の停止措置を講ずることがあります。

第22条（準拠法）

グローバルマネービザプリペイドカード契約については、日本法を準拠法とします。

第23条（管轄裁判所）

グローバルマネービザプリペイドカード契約に関する当社と会員との間の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって、専属合意管轄裁判所とします。

第24条（規約の改正）

1 当社は、会員へ個別に通知することなく、本規約の追加・変更・改廃等の改定を随時できるものとし、会員はこれを承諾するものとします。

2 本規約を改定した場合、改定内容について、インターネットホームページへ掲載する等の当社所定の方法により通知します。

3 改定後の規約は、当社所定の方法により通知した日から発効するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

第25条（規約の準用）

この規約に定めのない事項については、当社の他の規則その他当社のインターネットホームページなどへの掲載内容により取扱います。

(2010年9月16日現在)

ご相談窓口

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問合せ・ご相談については、下記におたずねください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

名称：株式会社ジェイティービー

グローバルマネービザプリペイドカードお客様ご相談窓口

住所：郵便番号 140-8602

東京都品川区東品川二丁目3番11号

電話番号：03-5796-5923

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始は除きます。）

午前10時～午後6時

資金決済法に定める苦情処理措置及び紛争解決措置は、以下の通りとします。

●苦情処理措置

社団法人日本資金決済業協会 電話：03-3219-0628

●紛争解決措置

東京弁護士紛争解決センター 電話：03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3581-2249

《ご入金いただいた資金をご利用になれるまでの期間：第4条（購入権代金等）についての補足説明》

午後3時までに当社指定金融機関への入金を確認された資金は、当日の午後10時に購入権としてご利用いただけます。

●年会費：1,050円（税込み）

●カード再発行手数料：1,050円（税込み）

●暗証番号再発行手数料：525円（税込み）

●解約払戻し手数料：1,050円（税込み）

●購入権代金のお支払い限度額：購入権代金のお支払い限度額は1回100万円まで、購入権残高の上限はありません。

●日本国外のVisa加盟店利用に関わる外貨から円貨への交換レート：Visaで処理された時点のVisaが適用した交換レートに1.63%を加算したレート

●日本国外のVisa ATMの使用による払戻しに関わる外貨から円貨への交換レート：Visaで処理された時点のVisaが適用した交換レートに4%を加算したレート

●日本国外のVisa ATMの使用による払戻しに関わる手数料：受け取り1回につき200円

●日本国外のVisa ATMの使用による払戻しの限度額：1日当たり日本円にして50万円相当額

●日本国外のVisa加盟店でのショッピングの利用限度額：1回当たり日本円にして100万円相当額

(2010年9月16日現在)